

スポーツ組織の持株会の評価:Jリーグを例に

武藤泰明

早稲田大学スポーツ科学学術院

キーワード: 持株会、サッカー、Jリーグ、コーポレート・ガバナンス、ブンデスリーガ

抄録

Jリーグに加盟するクラブチームはその大半が株式会社であるが、その中に、地元住民を会員とする「クラブ持株会」を株主とする例が見られる。本研究は、クラブ持株会という方式が、クラブチームの資金調達にとってどのようなメリットを持つのかを提示するとともに、一方で制度としてはいくつかの問題を孕むものであることを示す。併せて、この方式を運用するための条件、代替的な方法について検討する。

クラブ持株会は上場会社の従業員持株会を参考として設立されたものだが、両者には大きな性格の違いがある。従業員持株会では、会社の純資産が大きく、また従業員が退職するので、持株会は大規模にはなるものの、会社を支配するだけの持株比率には到達しない。これに対してクラブ持株会は、クラブの純資産規模が小さいため、出資者は比較的容易に高い持株比率を実現し、クラブを支配することが可能である。また会員の意見が多様であっても、株主総会における議決権は単一の意見に依って行使されるので、持株会の持株比率が高い場合、総会での議決が株主の実質的な総意を反映するものとならない場合があることが懸念される等の問題がある。

このような問題を回避するためには、クラブ持株会を設置する場合、その持株比率を抑制するような施策や制度が必要であると思われる。また代替的な施策として、ドイツのブンデスリーガに属するチームが採用している制度が参考となる。ブンデスリーガのチームは、これまで登録社団としての法人格を持つ地域クラブの内部組織が主流であったが、今世紀に入り、チームを別会社化する例が見られるようになった。ただしその場合、この別会社に対する議決権は社団が過半を有することとされており、これにより、地域ガバナンスが確保されている。また社団の会員は年会費を支払うので、チームに対するガバナンスは、地域クラブに参画する意思を持ち続けている会員によって行われている。日本でもこの方式の思想に則った持株会の創設が検討されるべきであろう。

スポーツ科学研究, 5, 147-162, 2008年, 受付日:2008年5月15日, 受理日:2008年8月25日

連絡先: 武藤泰明 〒202-0021 東京都西東京市東伏見 3-4-1 早稲田大学スポーツ科学学術院

muto-office@waseda.jp